

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 25 日

各指定就労継続支援 B 型事業所 管理者 様

大阪市福祉局障がい者施策部
障 が い 支 援 課 長
運 営 指 導 課 長

就労継続支援 B 型における短時間利用減算にかかる取扱いについて

平素は、本市障がい福祉行政にご理解ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

標題について、令和 6 年度障がい福祉サービス等報酬改定に伴い、令和 6 年 4 月より就労継続支援 B 型における短時間利用減算が新設されます。

つきましては、変更点等について次のとおり整理を行いましたので、ご確認のうえ適切に取り扱っていただきますようお願いいたします。

記

1 短時間利用減算について

(1) 概要

就労継続支援 B 型サービス費 (IV) ~ (VI) を算定している就労継続支援 B 型事業所における前月までの直近 3 カ月の平均利用時間が 4 時間未満 (送迎のみを行う時間は含まない。) の利用者の割合が、利用者全体の 50% 以上の場合については当該事業所の利用者全員の基本報酬が減算となるよう見直されました。

なお、就労継続支援 B 型サービス費 (I) ~ (III) を算定している事業所につきましては本減算の算定対象外になりますのでご注意ください。

(2) 短時間利用者の状況を踏まえた評価の見直し

○所定単位数

前 3 月の利用時間が 4 時間未満 (送迎のみを行う時間は含まない) の利用者の割合が事業所の全利用者の 50% 以上の場合

所定単位数の 70% を算定 (30% 減算)

2 利用時間の算出方法

以下の方法により、毎月、短時間利用者の割合を算出し、算出した割合が 100 分の 50 以上である場合に、短時間利用減算を適用します。

①各利用者について、前 3 月における利用時間の合計時間を、利用日数で除して、利用日 1 日当たりの平均利用時間を算出します。

②当該月における、①により算出した平均利用時間が4時間未満の利用者の延べ人数を、事業所の利用者の延べ人数で除します。

※障がい特性等でやむを得ず短時間利用になる人は「4時間未満の利用者」に含めるのではなく、母数の「全利用者」に含めます。

3 留意事項

厚生労働省から「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1（令和6年3月29日）」の間57において、就労継続支援B型における短時間利用減算の取扱いは生活介護における取扱いと同様である旨が示されており、具体的な取扱いについては、「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1（平成30年3月30日）」の間49から間52のとおりとなります。

特に、「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1（平成30年3月30日）」問50の回答に記載のとおり、「重度の身体障害や精神障害等、障害特性等に起因するやむを得ない理由により4時間未満の利用になってしまう利用者については、利用時間が4時間未満の利用者の割合の算定から除いて差し支えない」とされており、また、「やむを得ない理由については、サービス等利用計画等に位置付けられていることが前提」とされていますので、下記のとおり取扱いいただきますようお願いします。

- (1) 重度の身体障がいや精神障がい等、障がい特性等に起因するやむを得ない理由により4時間未満の利用になってしまう利用者の場合は、4時間未満の利用がやむを得ない理由をサービス等利用計画のその他留意事項欄等に明記するよう特定相談支援事業者へ周知をお願いします。
- (2) 既にサービス等利用計画が作成済みであって、当該計画に4時間未満の利用がやむを得ない理由が明記されていない場合は、当該計画に追記する又は当該計画の別紙を作成し記載するよう特定相談支援事業者へ周知をお願いします。
- (3) セルフプランの場合は、利用者等に確認のうえ、当該プランに4時間未満の利用がやむを得ない理由を利用者等に記入していただく等の対応をお願いします。既にセルフプランが作成済みである場合は、利用者等に当該プランに追記する又は別紙を作成し記載していただく等の対応をお願いします。

また、送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が4時間未満の利用者の割合の算定から除いて差し支えないとされています。

4 本市における取扱いについて

(1) 短時間利用減算の算定除外該当者について

障がい特性等に起因するやむを得ない理由により4時間未満の利用になってしまう利用者（送迎に長時間を要する利用者は除く）については、特定相談支援事業者または利

用者より、4時間未満の利用がやむを得ない理由を記載したサービス等利用計画等を各区保健福祉センターへ提出してください。

各区保健福祉センターは提出されたサービス等利用計画等に基づき（必要に応じて特定相談支援事業所等にも聴取）、やむを得ない理由により4時間未満の利用者であるか確認し、決定を行います。

（2）受給者証への記載事項について

やむを得ない理由により4時間未満の利用になってしまう対象者については、受給者証へ「短時間利用除外該当者」が記載されます。

ご不明な点がございましたら、下記の担当までお問合せください。

[問い合わせ先]

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい支援課 電話 06-6208-8074

運営指導課 電話 06-6241-6529

受給者証の表記イメージ

《 受給者証記載例 》

サービス種別	就労継続支援（B型）
支給量等	基本決定 原則日数 R06.04.01～R07.03.31 在宅利用対象者 R06.04.01～R07.03.31 障がい者年金1級受給者 社会生活支援特別加算対象者 R06.04.01～R07.03.31 在宅時生活支援サービス加算対象者 短時間利用除外該当者
支給決定期間	令和06年04月01日から令和07年03月31日まで

(参考) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1 (令和6年3月29日)

【就労継続支援B型】

(短時間利用減算)

問57 短時間利用減算の具体的な計算方法如何。また、短時間利用となるやむを得ない理由の具体的内容如何。

(答)

就労継続支援B型における短時間利用減算の取扱いについては、生活介護における取扱いと同様であるので、以下Q&Aの問49から問52を参照いただきたい。その際、「5時間未満」とあるのは「4時間未満」と読み替えること。

「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1 (平成30年3月30日)」

(参考) 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1 (平成30年3月30日)

【生活介護】

(短時間利用減算①)

問49 前3月における事業所の利用者のうち、事業所の平均利用時間が5時間未満の利用者のしめる割合は、具体的にどのように算出するのか。

(答)

以下の方法により、算出した割合が100分の50以上である場合に、短時間利用減算を適用する。

- ① 各利用者について、前3月における利用時間の合計時間を、利用日数で除して、利用日1日当たりの平均利用時間を算出する。
- ② 当該月における、①により算出した平均利用時間が5時間未満の利用者の延べ人数を、事業所の利用者の延べ人数で除する。

[例] (略)

(短時間利用減算②)

問50 重度の身体障害者や精神障害者は、障害特性や症状、通院や起床介護などの生活パターンなどの理由で、5時間未満の利用になってしまう場合があるが、そのような利用者についても、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定に含むのか。

(答)

例えば、重度の身体障害や精神障害等、障害特性等に起因するやむを得ない理由により5時間未満の利用になってしまう利用者については、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除いて差し支えない。

なお、やむを得ない理由については、利用者やその家族の意向等が十分に勘案された上で、サービス担当者会議において検討され、サービス等利用計画等に位置付けられていることが前提であり、市町村においては当該計画等を基に判断されたい。

(短時間利用減算③)

問51 利用時間については、送迎のみを実施する時間は含まれないとされているが、遠方

からの利用者で送迎に長時間を要する利用者についても、送迎に要する時間は利用時間に含めないのか。

(答)

遠方からの利用者等、やむを得ず送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除いても差し支えない。

(短時間利用減算④)

問52 土曜日やイベントの日など、特例的に短時間の開所としている日については、利用者全員が5時間未満の利用となるが、これらの日についても利用時間の算定に含むのか。

(答)

運営規程に営業時間を明示した上で、特例的に短時間開所の日を設けている場合等については、平均利用時間の算定から外すなど柔軟な取扱いとして差し支えない。